

## 都市計画マスタープラン 第2編 全体構想

### 素案から案への新旧対照

本資料は、素案から案へ修正した箇所を比較・対照する資料としてまとめています。本ページ以降、偶数ページに「案」、奇数ページに「素案」を対照となるよう記載しています。

市民の皆様からいただいた御意見を参考に修正した箇所は2重下線で表示するとともに、参考とした御意見について「素案に対する御意見と市の考え方」の整理 NO を記載しています。また、政策領域別計画や関連事業等の進ちょく等に伴い修正した箇所は下線で表示しています。

平成18年11月

川崎市

# 川崎市都市計画マスタープラン

## 第2編 全体構想 案

平成 18 年 11 月

川 崎 市

# 川崎市都市計画マスタープラン

## 全体構想 素案

平成 18 年 3 月

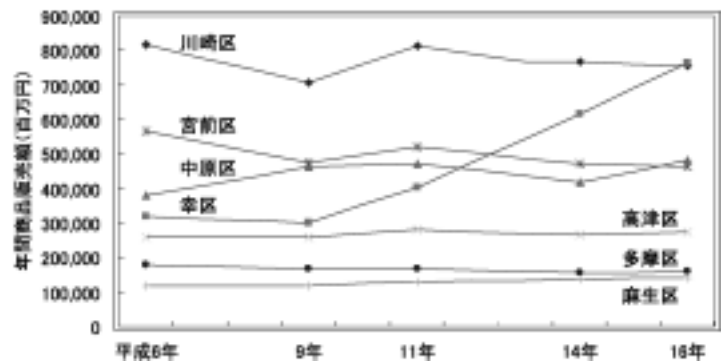
川 崎 市

## (2) 拠点形成の状況

- ・ 経済的にも持続可能であるために、都市の活力を維持・向上させていく必要があります。川崎市は、首都圏の中心部に位置し、東京や横浜といった巨大消費地に接し、交通アクセスも大変優れています。その反面、購買力の市外流出率が高く、昼夜間人口比率は 87.8% で、流入超過区は、川崎区の 134.7% のみとなっています。コンパクトな都市構造の実現、都市の再生・活力の向上に寄与する拠点の形成が課題となっています。

\* 平成 12 (2000) 年国勢調査

### 年間商品販売額の推移



平成 16 年商業統計調査より

## (3) 工場や研究機関の集積

- ・ 京浜工業地帯を中心とした重化学工業、J R 南武線沿いの電機機械工業中心の産業構造が大きく転換し、工場の国内や海外への移転が進んでいます。その一方で、研究開発機能への転換や研究所の立地が進んでおり、中小工場の基盤技術の集積を活かした新しいものづくりのまちへの転換が課題となっています。さらに、大規模な工場跡地の中高層マンション等への土地利用転換も進んでいるため、ものづくり機能の低下が懸念されており、産業立地政策と連携した土地利用転換に対する計画的な誘導も課題となっています。

### 市内のサイエンスパーク、大学、研究所等の立地



平成 13 年都市計画基礎調査より

## (4) 臨海部の土地利用転換と再生

- ・ 臨海部地域を含む川崎区の工場数は、平成 16 年には、538 箇所、従業者数は、23,473 人、製造品出荷額等は、2 兆 7,833 億円で、昭和 47 (1972) 年以降のピーク時と比較すると、工場数で約 49% 減、従業者数で約 73% 減、製造品出荷額等で約 35% の減となっています。川崎臨海部は、長年にわたり我が国経済のけん引役としての役割を担い、首都圏の都市活動、市民生活を支えてきましたが、近年、国際化の進展に伴う産業構造の転換などにより土地利用転換が行われてきました。立地企業へのアンケート調査によると、平成 13 (2001) 年度に 155.8 ha あった遊休地等は、平成 16 (2004) 年度には、26.4 ha となり、大規模工場跡地の土地利用転換が進んでいます。新産業分野の企業集積の萌芽がみられる中、優れたものづくり技術の蓄積を活かして高付加価値化を追求する企業、機能転換を図る企業、新産業の創出をめざす企業も現れ、これらの動きを着実なものにしていく必要があります。

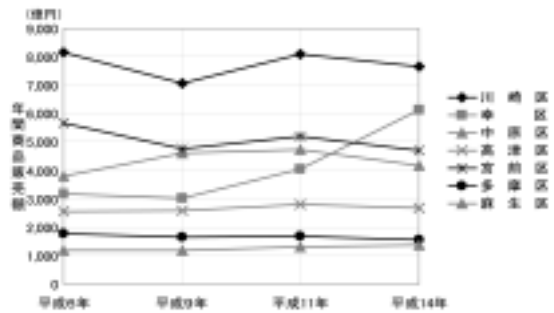
\* 工場数、従業者数、製造品出荷額は、工業統計調査に基づく (従業者数 4 名以上の事業所が調査対象)

(2) 拠点形成の状況

- ・ 経済的にも持続可能であるために、都市の活力を維持・向上させていく必要があります。川崎市は、首都圏の中心部に位置し、東京や横浜といった巨大消費地に接し、交通アクセスも大変優れています。その反面、購買力の市外流出率が高く、昼夜人口比率は 87.8%で、流入超過区は、川崎区の 134.7%のみとなっています。コンパクトな都市構造の実現、都市の再生・活力の向上に寄与する拠点の形成が課題となっています。

\* 平成 12 (2000) 年国勢調査

年間商品販売額の推移

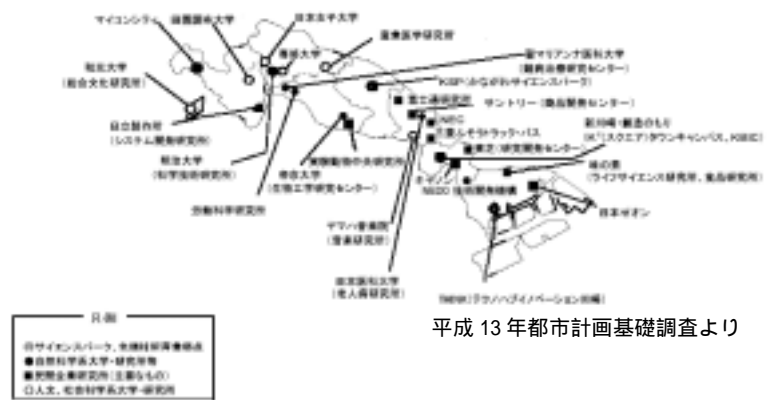


平成 14 年商業統計調査より

(3) 工場や研究機関の集積

- ・ 京浜工業地帯を中心とした重化学工業、JR南武線沿いの電機機械工業中心の産業構造が大きく転換し、工場の国内や海外への移転が進んでいます。その一方で、研究開発機能への転換や研究所の立地が進んでおり、中小工場の基盤技術の集積を活かした新しいものづくりのまちへの転換が課題となっています。さらに、大規模な工場跡地の中高層マンション等への土地利用転換も進んでいるため、ものづくり機能の低下が懸念されており、産業立地政策と連携した土地利用転換に対する計画的な誘導も課題となっています。

市内のサイエンスパーク、大学、研究所等の立地



平成 13 年都市計画基礎調査より

(4) 臨海部の土地利用転換と再生

- ・ 臨海部地域を含む川崎区の工場数は、571 箇所、従業者数は、25,650 人、製造品出荷額等は、2兆 7,425 億円で、昭和 47 (1972) 年以降のピーク時と比較すると、工場数で約 45%減、従業者数で約 65%減、製造品出荷額等で約 37%の減となっています。川崎臨海部は、長年にわたり我が国経済のけん引役としての役割を担い、首都圏の都市活動、市民生活を支えてきましたが、近年、国際化の進展に伴う産業構造の転換などにより土地利用転換が行われてきました。立地企業へのアンケート調査によると、平成 13 (2001) 年度に 155.8 ha あった遊休地等は、平成 16 (2004) 年度には、26.4 ha となり、大規模工場跡地の土地利用転換が進んでいます。新産業分野の企業集積の萌芽がみられる中、優れたものづくり技術の蓄積を活かして高付加価値化を追求する企業、機能転換を図る企業、新産業の創出をめざす企業も現れ、これらの動きを着実なものにしていく必要があります。

\* 工場数、従業者数、製造品出荷額は、工業統計に基づく (従業者数 4 名以上の事業所が調査対象)

## (5) 交通需要の変化

- 都市計画道路の整備率は、全市平均が 62% で、都市活動や市民生活を支える幹線道路網の整備が課題となっています。区別の道路整備率は、特に、多摩区、麻生区の北部地域が低い状況となっています。本市の交通需要は、中期的には人口とともに減少に転じるものの、当面は漸増状態が継続するものと推測されます。道路渋滞や通勤通学時の鉄道混雑など、現状でも交通基盤が需要を十分処理しきれない中で、当面続く需要の増加への的確な対応と、長期的に減少過程に推移する需要動向を的確に踏まえた交通施策の構築が課題となっています。

都市計画道路区別進ちょく率表  
(H18.4.1 現在)

区	計画延長	完成延長	整備率
川崎区	87,340m	62,235m	71%
幸区	22,680m	13,906m	61%
中原区	32,320m	19,417m	60%
高津区	38,110m	22,799m	60%
宮前区	42,190m	35,201m	83%
多摩区	41,630m	19,701m	47%
麻生区	42,710m	16,911m	40%
計	306,980m	190,170m	62%

## 5 個性と魅力が輝くまち

- 川崎市は、歴史的にみれば、江戸から放射状に延びていた旧街道と多摩川の結節点にできた宿場等を中心として市街化が進み、これら複数の地域が合併を繰り返して市域を形づくってきたことから、それぞれの生活圏・活動圏ごとに特徴ある景観を形成しています。また、多摩丘陵、二ヶ領用水、多摩川などの連続する自然的要素と、拠点間を結ぶ道路や鉄道等のネットワークが全市をつなぐ骨格としての景観を形づくっています。さらに、臨海部の工場地帯から、内陸部の住宅地、北部丘陵に住宅地などそれぞれの地域の土地利用や歴史的成り立ち等によって特徴ある景観を形づくっています。これら、川崎を形づくる骨格を際立たせるとともに、表情豊かな川崎の顔づくり、地域の特性にあわせた景観づくりが求められています。
- 住む人がまちに誇りと愛着を持ち、まちの良さを広く紹介し、訪れる人がそれを楽しみ、人々が集い・交わるまちづくりを進めるために、産業都市としての特性や都市としての文化や自然・歴史資源を磨き上げる川崎らしい観光振興が求められています。

## 6 参加と協働による市民自治のまち

### (1) コミュニティを単位としたきめ細かな土地利用ルール

- 地方分権の時代を迎え、都市計画は市の自治事務として、自治体自らの責任と判断によって、適切に都市計画制度を運用することが求められています。地区計画や建築協定等を活用し、コミュニティを単位としたきめ細かなルールを市民の発意により定めることにより、良好な市街地を形づくっていくことが求められています。

### (2) 民間活力を活かしたまちづくり

- 望ましい都市を実現するためには、公的部門を主とした都市基盤整備と民間部門が主となった建築活動がバランス良く進められることが必要です。民間の活力を活かし、開発利益と開発負担のバランスの取れた適切な建築活動の誘導が求められています。

## (5) 交通需要の変化

- 都市計画道路の整備率は、全市平均が 61%で、都市活動や市民生活を支える幹線道路網の整備が課題となっています。区別の道路整備率は、特に、多摩区、麻生区の北部地域が低い状況となっています。本市の交通需要は、中期的には人口とともに減少に転じるものの、当面は漸増状態が継続するものと推測されます。道路渋滞や通勤通学時の鉄道混雑など、現状でも交通基盤が需要を十分処理しきれない中で、当面続く需要の増加への的確な対応と、長期的に減少過程に推移する需要動向を的確に踏まえた交通施策の構築が課題となっています。

都市計画道路区別整備率表（H17.4.1 現在）

区	計画延長	完成延長	整備率
川崎区	87,340m	61,690m	71%
幸区	22,750m	13,906m	61%
中原区	32,320m	18,466m	57%
高津区	38,110m	22,774m	60%
宮前区	42,190m	34,286m	81%
多摩区	41,630m	19,491m	47%
麻生区	42,740m	16,736m	39%
計	307,050m	187,349m	61%

## 5 個性と魅力が輝くまち

- 川崎市は、歴史的にみれば、江戸から放射状に延びていた旧街道と多摩川の結節点にできた宿場等を中心として市街化が進み、これら複数の地域が合併を繰り返して市域を形づくってきたことから、それぞれの生活圏・活動圏ごとに特徴ある景観を形成しています。また、多摩丘陵、二ヶ領用水、多摩川などの連続する自然的要素と、拠点間を結ぶ道路や鉄道等のネットワークが全市をつなぐ骨格としての景観を形づくっています。さらに、臨海部の工場地帯から、内陸部の住宅地、北部丘陵に住宅地などそれぞれの地域の土地利用や歴史的成り立ち等によって特徴ある景観を形づくっています。これら、川崎を形づくる骨格を際立たせるとともに、表情豊かな川崎の顔づくり、地域の特性にあわせた景観づくりが求められています。
- 住む人がまちに誇りと愛着を持ち、まちの良さを広く紹介し、訪れる人がそれを楽しみ、人々が集い・交わるまちづくりを進めるために、産業都市としての特性や都市としての文化や自然・歴史資源を磨き上げる川崎らしい観光振興が求められています。

## 6 参加と協働による市民自治のまち

### (1) コミュニティを単位としたきめ細かな土地利用ルール

- 地方分権の時代を迎え、都市計画は市の自治事務として、自治体自らの責任と判断によって、適切に都市計画制度を運用することが求められています。地区計画や建築協定等を活用し、コミュニティを単位としたきめ細かなルールを市民の発意により定めることにより、良好な市街地を形づくっていくことが求められています。

### (2) 民間活力を活かしたまちづくり

- 望ましい都市を実現するためには、公的部門を主とした都市基盤整備と民間部門が主となった建築活動がバランス良く進められることが必要です。民間の活力を活かし、開発利益と開発負担のバランスの取れた適切な建築活動の誘導が求められています。



重なる環境資源となっていることから、保全すべき斜面緑地の優先順位を明らかにして、様々な緑地保全施策を講じます。また、市民との協働による緑地の適正な維持管理を進めます。

- ・特に、多摩丘陵の広域的な広がりの中で、麻生区黒川から岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ斜面緑地は、「(仮称)多摩丘陵軸」として、隣接自治体等と連携して、その保全に努めます。
- ・多摩丘陵の多摩川崖線の斜面緑地は、「(仮称)多摩川崖線軸」とし、市域の骨格を形成する貴重な環境資源の保全に努めます。

#### 多摩川・鶴見川水系

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「(仮称)多摩川軸」として位置づけるとともに、二ヶ領用水を始めとした支川や鶴見川流域に広がる水辺空間についても、暮らしの中に息づく水と文化を伝え、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生等を進めます。

#### 緑の拠点と緑のネットワーク

- ・「緑の拠点」として、富士見公園、夢見ヶ崎公園、等々力緑地、生田緑地、東高根森林公園、菅生緑地、王禅寺ふるさと公園、早野聖地公園、臨海部の東扇島西緑地を始めとした港湾緑地等の大規模な公園・緑地を位置づけるとともに、街区公園を始めとする身近な公園の緑や、公共公益施設の緑、工場を始めとした事業所の緑、団地の緑、住宅の緑、屋上の緑など、多様な空間の緑を緑道や街路樹などでつなぐ、緑のネットワークの形成をめざします。

#### 緑と農の3大拠点

- ・市街化調整区域において農業振興地域となっている黒川、岡上、早野は、まとまりのある樹林地や優良な農地が残され、良好な里地・里山景観がみられることから、「緑と農の3大拠点」としてその保全や振興に取り組みます。
- ・良好な都市環境の形成に資する、市街化区域内に残る一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定して、保全に努めます。



重なる環境資源となっていることから、保全すべき斜面緑地の優先順位を明らかにして、様々な緑地保全施策を講じます。また、市民との協働による緑地の適正な維持管理を進めます。

- ・特に、多摩丘陵の広域的な広がりの中で、麻生区黒川から岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ斜面緑地は、「(仮称)多摩丘陵軸」として、隣接自治体等と連携して、その保全に努めます。
- ・多摩丘陵の多摩川崖線の斜面緑地は、「(仮称)多摩川崖線軸」とし、市域の骨格を形成する貴重な環境資源の保全に努めます。

#### 多摩川・鶴見川水系

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「(仮称)多摩川軸」として位置づけるとともに、二ヶ領用水を始めとした支川や鶴見川流域に広がる水辺空間についても、暮らしの中に息づく水と文化を伝え、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生等を進めます。

#### 緑の拠点と緑のネットワーク

- ・「緑の拠点」として、富士見公園、夢見ヶ崎公園、等々力緑地、生田緑地、東高根森林公園、菅生緑地、王禅寺ふるさと公園、早野聖地公園、臨海部の東扇島西緑地を始めとした港湾緑地等の大規模な公園・緑地を位置づけるとともに、街区公園を始めとする身近な公園の緑や、公共公益施設の緑、工場を始めとした事業所の緑、団地の緑、住宅の緑、屋上の緑など、多様な空間の緑を緑道や街路樹などでつなぐ、緑のネットワークの形成をめざします。

#### 緑と農の3大拠点

- ・市街化調整区域において農業振興地域となっている黒川、岡上、早野は、まとまりのある斜面緑地や優良な農地が残され、良好な里地・里山景観がみられることから、「緑と農の3大拠点」としてその保全や振興に取り組めます。
- ・良好な都市環境の形成に資する、市街化区域内に残る一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定して、保全に努めます。

- ・中心街区では、市街地再開発事業や地区計画等の活用により、土地の計画的な高度利用を図り、市街地の環境改善や都市基盤整備、公共公益施設の再配置を推進するとともに、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。
- ・市街地再開発事業や民間による再開発にあわせ、交通広場、道路、公園等の整備を進めるとともに、JR横須賀線武蔵小杉新駅の整備により、交通結節点の機能を強化します。さらに、川崎縦貫高速鉄道線の整備により、拠点機能の強化をめざします。
- ・工場が立地する地区は、「産業高度化エリア」として、生産機能の高度化や先端技術を中心とした研究開発機能の集積を図るとともに、大規模な工場等の土地利用転換による都市機能強化など、「商業業務エリア」との連携を促進していきます。

#### 新百合ヶ丘駅周辺地区

- ・川崎北部の「広域拠点」として、さらに、アートセンターや、音楽や映画などの学校施設が立地する芸術文化のまちとして、商業・業務・文化等の諸機能の集積を図るとともに、優良な都市型住宅の建設を適切に誘導し、計画的な複合的土地利用による都市機能の強化を図り、「商業業務エリア」の形成をめざします。さらに、川崎縦貫高速鉄道線の整備により、拠点機能の強化をめざします。
- ・中心街区では、地区計画に基づいて、土地の計画的な高度利用を図り、市街地環境の改善や都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。
- ・万福寺地区では、商業・業務・文化施設の適切な配置と、豊かな自然を享受できる緑地を配置しながら、利便性の高い住宅地の形成を促進します。

## 2 地域の特性を活かした魅力ある「地域生活拠点」を育みます

### (1) 「地域生活ゾーン」の核としての「地域生活拠点」の整備

- ・「地域生活ゾーン」の核として、主要な鉄道駅周辺地区を「地域生活拠点」に位置づけ、身近な商業集積の育成や公共公益施設の整備により、地域の特性を活かした魅力ある拠点地区をめざします。

#### 新川崎・鹿島田駅周辺地区

- ・新川崎地区（操車場跡地）では、新たなものづくり・研究開発機能の集積を図るとともに、地区計画に基づき商業・業務機能の導入を適切に誘導するとともに、優良な都市型住宅の建設を適切に誘導し、計画的な土地の高度利用を誘導します。
- ・交通結節点機能を高めるための道路・交通広場や環境と防災機能に配慮した公園・緑地の整備を進めます。
- ・鹿島田駅周辺地区では、安全で利便性の高い拠点地区の形成をめざして、市街地再開発事業等により、生活利便施設や優良な都市型住宅等が複合した、計画的な土地の高度利用を図るとともに、都市計画道路等の整備により新川崎駅とのつながりを強化します。
- ・既存商店街のにぎわいや環境資源・歴史的文化的資源を活かした、周辺市街地の改善をめざして、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

#### 溝口駅周辺地区

- ・溝口駅周辺地区は、高津区の拠点として、商業・業務・文化機能等の諸機能の集積を図るとともに、優良な都市型住宅の建設を適切に誘導します。
- ・北口地区は、ノクティと周辺商店街との連携を強化し、にぎわいのある街なみを形成するために、商業振興施策を活用した商店街の環境改善や大山街道における街なみ景観づくり等、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・南口地区は、交通広場整備と一体となった良好なまちづくりをめざして、環境資源や文化的歴史的資源を活かした土地利用をめざします。

- ・中心街区では、市街地再開発事業や地区計画等の活用により、土地の計画的な高度利用を図り、市街地の環境改善や都市基盤整備、公共公益施設の再配置を推進するとともに、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。
- ・市街地再開発事業や民間による再開発にあわせ、交通広場、道路、公園等の整備を進めるとともに、JR横須賀線武蔵小杉新駅の整備により、交通結節点の機能を強化します。さらに、川崎縦貫高速鉄道線の整備により、拠点機能の強化をめざします。
- ・工場が立地する地区は、「産業高度化エリア」として、生産機能の高度化や先端技術を中心とした研究開発機能の集積を図るとともに、「商業業務エリア」との連携を促進していきます。

#### 新百合ヶ丘駅周辺地区

- ・川崎北部の「広域拠点」として、さらに、アートセンターや、音楽や映画などの学校施設が立地する芸術文化のまちとして、商業・業務・文化等の諸機能の集積を図るとともに、優良な都市型住宅の建設を適切に誘導し、計画的な複合的土地利用による都市機能の強化を図り、「商業業務エリア」の形成をめざします。さらに、川崎縦貫高速鉄道線の整備により、拠点機能の強化をめざします。
- ・中心街区では、地区計画に基づいて、土地の計画的な高度利用を図り、市街地環境の改善や都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。
- ・万福寺地区では、商業・業務・文化施設の適切な配置と、豊かな自然を享受できる緑地を配置しながら、利便性の高い住宅地の形成を促進します。

## 2 地域の特性を活かした魅力ある「地域生活拠点」を育みます

### (1) 「地域生活ゾーン」の核としての「地域生活拠点」の整備

- ・「地域生活ゾーン」の核として、主要な鉄道駅周辺地区を「地域生活拠点」に位置づけ、身近な商業集積の育成や公共公益施設の整備により、地域の特性を活かした魅力ある拠点地区をめざします。

#### 新川崎・鹿島田駅周辺地区

- ・新川崎地区（操車場跡地）では、新たなものづくり・研究開発機能の集積を図るとともに、地区計画に基づき商業・業務機能の導入を適切に誘導するとともに、優良な都市型住宅の建設を適切に誘導し、計画的な土地の高度利用を誘導します。
- ・交通結節点機能を高めるための道路・交通広場や環境と防災機能に配慮した公園・緑地の整備を進めます。
- ・鹿島田駅周辺地区では、安全で利便性の高い拠点地区の形成をめざして、市街地再開発事業等により、生活利便施設や優良な都市型住宅等が複合した、計画的な土地の高度利用を図るとともに、都市計画道路等の整備により新川崎駅とのつながりを強化します。
- ・既存商店街のにぎわいや環境資源・歴史的文化的資源を活かした、周辺市街地の改善をめざして、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

#### 溝口駅周辺地区

- ・溝口駅周辺地区は、高津区の拠点として、商業・業務・文化機能等の諸機能の集積を図るとともに、優良な都市型住宅の建設を適切に誘導します。
- ・北口地区は、ノクティと周辺商店街との連携を強化し、にぎわいのある街なみを形成するために、商業振興施策を活用した商店街の環境改善や大山街道における街なみ景観づくり等、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・南口地区は、交通広場整備と一体となった良好なまちづくりをめざして、環境資源や文化的歴史的資源を活かした土地利用をめざします。

#### 宮前平・鷺沼駅周辺地区

### 内奥運河までの地域

- ・臨海部の再生を先導する地区として、「浜川崎駅周辺地域」と「川崎殿町・大師河原地域」を、「臨海都市拠点」に位置づけ、産業道路以西及び殿町1、2、3丁目（一部）を除く地区については、工場跡地等の土地利用転換にあわせて、生産機能の高度化や研究開発、商業、業務、物流、レクリエーション交流機能の集積を図るなど複合拠点の形成をめざします。
- ・田町、日ノ出、塩浜、四谷下町、江川町等の準工業地域を除く、産業道路から内奥運河までの地域は、「新産業複合エリア」として、既存の生産機能の集積に加え、研究開発機能や商業、業務機能の集積を適切に誘導し、土地の高度利用等による複合市街地の形成をめざします。
- ・多摩川リバーサイド地区、殿町1、2、3丁目（一部）、小田栄地区及び鋼管通地区の工業地域・準工業地域も、「新産業複合エリア」として、既存の生産機能の集積に加え、研究開発機能や商業、業務機能の集積を適切に誘導するとともに、これら地区で、優良な都市型住宅を建築する場合には、既存住宅市街地や周辺工業地域との調和に配慮し、計画的な土地利用を誘導していく中で、土地の高度利用による複合市街地の形成をめざします。
- ・土地利用転換にあたっては、緑地やオープンスペース等の形成を促進するなど、都市再生に資する計画的な土地利用を促進します。

### 内奥運河から先の埋立地の地域

- ・内奥運河から先の埋立地の地域は、「工業・物流エリア」として、既存の生産機能の高度化・高付加価値化や研究開発機能との融合による新たな産業の立地を促進するとともに、港湾・物流機能を活かした複合的な土地利用を適切に誘導します。また、海と港が調和した緑地やレクリエーション活動の場の形成をめざします。

## 4 ものづくり技術を背景にして研究開発機能の集積を促進するとともに、住工が調和した適切な土地利用を誘導します

### (1) 生産機能の高度化、都市型新産業の創出と産業集積構造の維持

- ・高度なものづくり技術を持つ製造業の集積を背景に、研究開発型都市として発展していくために、大規模な工場が立地する工業地域等は、「産業高度化エリア」として、産業政策と連携して、生産機能の高度化や新技術を活かした研究開発・インキュベート（新事業創出）拠点としての土地利用を積極的に誘導します。
- ・特に、幸区から多摩区にかけてのJR南武線沿線の工業地域・準工業地域は、積極的に研究開発型産業の振興を図るべき地区として位置づけ、研究開発拠点の立地誘導に努めます。
- ・これらの地区では、工業系の土地利用を維持し、周辺環境と調和した適正な土地利用を進めるために、特別用途地区や高度地区等を活用し、産業政策と連携した計画的なまちづくりを進めます。
- ・幸区新川崎地区（操車場跡地）は、「新産業誘導エリア」として、新たなものづくり・研究開発機能の集積を図るために、地区計画に基づき、産業創出や育成機能の集積を図るとともに、優良な都市型住宅の建設を適切に誘導し、計画的な土地の複合利用と高度利用を誘導します。
- ・麻生区栗木、黒川地区の「マイコンシティ」は、「新産業誘導エリア」として、研究開発型企業の誘致を図り、地区計画に基づく計画的な土地利用を誘導します。

### (2) 土地利用転換の方針

#### 大規模な工場跡地等の土地利用転換の計画的な誘導

- ・大規模な工場等が、土地利用転換する場合は、道路・公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和に配慮するよう、地区計画等を活用して、計画的な土地利用の誘導に努めます。



#### 産業道路から内奥運河までの地域

- ・臨海部の再生を先導する地区として、「浜川崎駅周辺地域」と「川崎殿町・大師河原地域」を、「臨海都市拠点」に位置づけ、産業道路以西及び殿町1、2、3丁目（一部）を除く地区については、工場跡地等の土地利用転換にあわせて、生産機能の高度化や研究開発、商業、業務、物流、レクリエーション交流機能の集積を図るなど複合拠点の形成をめざします。
- ・田町、日ノ出、塩浜、四谷下町、江川町等の準工業地域を除く、産業道路から内奥運河までの地域は、「新産業複合エリア」として、既存の生産機能の集積に加え、研究開発機能や商業、業務機能の集積を適切に誘導し、土地の高度利用による複合市街地の形成をめざします。
- ・多摩川リバーサイド地区、殿町1、2、3丁目（一部）、小田栄地区及び鋼管通地区の工業地域・準工業地域も、「新産業複合エリア」として、既存の生産機能の集積に加え、研究開発機能や商業、業務機能の集積を適切に誘導するとともに、これら地区で、優良な都市型住宅を建築する場合には、既存住宅市街地や周辺工業地域との調和に配慮し、計画的な土地利用を誘導していく中で、土地の高度利用による複合市街地の形成をめざします。
- ・土地利用転換にあたっては、緑地やオープンスペース等の形成を促進するなど、都市再生に資する計画的な土地利用を促進します。

#### 内奥運河から先の埋立地の地域

- ・内奥運河から先の埋立地の地域は、「工業・物流エリア」として、既存の生産機能の高度化・高付加価値化や研究開発機能との融合による新たな産業の立地を促進するとともに、港湾・物流機能を活かした複合的な土地利用を適切に誘導します。また、海と港が調和した緑地やレクリエーション活動の場の形成をめざします。

## 4 ものづくり技術を背景にして研究開発機能の集積を促進するとともに、住工が調和した適切な土地利用を誘導します

### (1) 生産機能の高度化、都市型新産業の創出と産業集積構造の維持

- ・高度なものづくり技術を持つ製造業の集積を背景に、研究開発型都市として発展していくために、大規模な工場が立地する工業地域等は、「産業高度化エリア」として、産業政策と連携して、生産機能の高度化や新技術を活かした研究開発・インキュベート（新事業創出）拠点としての土地利用を積極的に誘導します。
- ・特に、幸区から多摩区にかけてのJR南武線沿線の工業地域・準工業地域は、積極的に研究開発型産業の振興を図るべき地区として位置づけ、研究開発拠点の立地誘導に努めます。
- ・これらの地区では、工業系の土地利用を維持し、周辺環境と調和した適正な土地利用を進めるために、特別用途地区や高度地区等を活用し、産業政策と連携した計画的なまちづくりを進めます。
- ・幸区新川崎地区（操車場跡地）は、「新産業誘導エリア」として、新たなものづくり・研究開発機能の集積を図るために、地区計画に基づき、産業創出や育成機能の集積を図るとともに、優良な都市型住宅の建設を適切に誘導し、計画的な土地の複合利用と高度利用を誘導します。
- ・麻生区栗木、黒川地区の「マイコンシティ」は、「新産業誘導エリア」として、研究開発型企業の誘致を図り、地区計画に基づく計画的な土地利用を誘導します。

### (2) 土地利用転換の方針

#### 大規模な工場跡地等の土地利用転換の計画的な誘導

- ・大規模な工場等が、土地利用転換する場合は、道路・公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和に配慮するよう、地区計画等を活用して、計画的な土地利用の誘導に努めます。

### (3) 住工の調和をめざした工場の操業環境の保全

- ・市内に点在する準工業地域等は、研究開発型都市を支えるものづくりの基盤技術を保有する中小工場群が集積して立地しているとともに、職住近接のまちを形成するために、工場の操業環境の維持・向上と住環境の調和をめざして、市街地環境の改善に努めます。
- ・大規模工場等の土地利用転換にあわせて、道路・公園等の都市基盤の改善や中小工場の地区内再配置等の促進策を検討します。
- ・特に、高津区の久地・宇奈根地区、下野毛地区、中原区の宮内地区、中丸子地区、川崎区の日ノ出・塩浜地区等は、研究開発を支える高度なものづくりの基盤を保有する中小工場が立地しており、操業環境を維持・向上すべき「住工調和エリア」と位置づけ、工業系土地利用を維持していきます。

## 5 安全で快適な住環境の整った住宅地を育みます

### (1) 鉄道駅等を中心とした生活拠点の整備

- ・通勤・通学や買物などの日常生活において、身近な空間である鉄道駅やその周辺地区については、地区コミュニティの核として、また市民生活を支える拠点として、身近な商業や生活支援関連サービス機能等の集積をめざします。
- ・市民生活の質の向上と街なみ景観の改善をめざして、商業振興施策との連携により、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・土地利用転換等の機会をとらえて、交通結節点機能の向上を図るなど、地域の特性を活かした魅力ある市街地の環境改善に努めます。
- ・住宅地内の商店街等についても、地区コミュニティの核として、また、市民生活を支える拠点として、商店街振興施策との連携により、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・大規模店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、にぎわいや交流の場、地域のコミュニティの形成、防犯・環境美化等の地域活動への参加等、住民や商業者と連携したまちづくり活動を促進します。

### (2) 地域の特性に応じた住宅地の整備

#### 市街地の成り立ちや課題を踏まえた住宅地の改善

- ・住宅地の成り立ちを見ると、多摩川沿いの平たん地と多摩丘陵上の丘陵地とでは、違いが見られ、さらに、多摩川沿いの平たん地は、東急東横線を境に、南部の市街地と北部の市街地とで土地利用の規制が異なっていることから、地域の特性に応じた住環境の保全や改善を促進します。
- ・土地区画整理事業等により道路・公園等の都市基盤が整備されている地区は、「住環境保全エリア」・「住環境調和エリア」として、住環境を維持・保全するために、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・地区計画や一定規模以上の総合設計等により良好な住宅地が形成されている地区は、「住環境保全エリア」・「住環境調和エリア」として、住環境の維持・保全を図る住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・道路等の都市基盤が未整備な地域は、「住環境向上エリア」として、住宅の建て替えの機会をとらえた狭あい道路の拡幅や地権者による土地区画整理事業による基盤整備の支援等、住環境整備を促進するために、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

#### 地域の実情に応じた土地利用ルールの運用

- ・丘陵地の低層住居専用地域が指定されている住宅地は、低層住宅を中心とした良好な住環境の

### (3) 住工の調和をめざした工場の操業環境の保全

- ・市内に点在する準工業地域等は、研究開発型都市を支えるものづくりの基盤技術を保有する中小工場群が集積して立地しているとともに、職住近接のまちを形成するために、工場の操業環境の維持・向上と住環境の調和をめざして、市街地環境の改善に努めます。
- ・大規模工場等の土地利用転換にあわせて、道路・公園等の都市基盤の改善や中小工場の地区内再配置等の促進策を検討します。
- ・特に、高津区の久地・宇奈根地区、下野毛地区、中原区の宮内地区、中丸子地区、川崎区の日ノ出・塩浜地区等は、研究開発を支える高度なものづくりの基盤を保有する中小工場が立地しており、操業環境を維持・向上すべき「住工調和エリア」と位置づけ、工業系土地利用を維持していきます。

## 5 安全で快適な住環境の整った住宅地を育みます

### (1) 鉄道駅等を中心とした生活拠点の整備

- ・通勤・通学や買物などの日常生活において、身近な空間である鉄道駅やその周辺地区については、地区コミュニティの核として、また市民生活を支える拠点として、身近な商業や生活支援関連サービス機能等の集積をめざします。
- ・市民生活の質の向上と街なみ景観の改善をめざして、商業振興施策との連携により、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・土地利用転換等の機会をとらえて、交通結節点機能の向上を図るなど、地域の特性を活かした魅力ある市街地の環境改善に努めます。
- ・住宅地内の商店街等についても、地区コミュニティの核として、また、市民生活を支える拠点として、商店街振興施策との連携により、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・大規模店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、にぎわいや交流の場や地域のコミュニティの核として、防犯・環境美化等の地域活動への参加等、住民や商業者と連携したまちづくり活動を促進します。

### (2) 地域の特性に応じた住宅地の整備

#### 市街地の成り立ちや課題を踏まえた住宅地の改善

- ・住宅地の成り立ちを見ると、多摩川沿いの平たん地と多摩丘陵上の丘陵地とでは、違いが見られ、さらに、多摩川沿いの平たん地は、東急東横線を境に、南部の市街地と北部の市街地とで土地利用の規制が異なっていることから、地域の特性に応じた住環境の保全や改善を促進します。
- ・土地区画整理事業等により道路・公園等の都市基盤が整備されている地区は、「住環境保全エリア」・「住環境調和エリア」として、住環境を維持・保全するために、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・地区計画や一定規模以上の総合設計等により良好な住宅地が形成されている地区は、「住環境保全エリア」・「住環境調和エリア」として、住環境の維持・保全を図る住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・道路等の都市基盤が未整備な地域は、「住環境向上エリア」として、住宅の建て替えの機会をとらえた狭あい道路の拡幅や地権者による土地区画整理事業による基盤整備の支援等、住環境整備を促進するために、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

#### 地域の実情に応じた土地利用ルールの運用

- ・丘陵地の低層住居専用地域が指定されている住宅地は、低層住宅を中心とした良好な住環境の



## &lt; 土地利用の区分 &gt;

- ・現在の用途地域や将来の土地利用を考慮し、以下のような区分で土地利用の誘導を図ります。

\*本表では、第1編 はじめに 案 1 - 8ページ、6(3)文章表現について の項における実施主体や計画熟度についての語尾の記述を省略しています。

区分(用途地域)		現状・課題	土地利用の基本的方向
商業・業務系	商業業務エリア (商業地域等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の「広域拠点」、「地域生活拠点」として、主要鉄道駅を中心に形成された拠点地域</li> <li>・拠点到にふさわしい都市機能の強化が課題</li> </ul>	<p>都市機能の集積を図る拠点地域として、商業・業務・文化施設等が調和した、高密度の複合的な土地利用を誘導</p> <p>都市機能の強化を図るために、民間活力を活かした市街地開発事業を促進するとともに、地区計画等を活用し、基盤整備と一体となった土地の高度利用による計画的な市街地形成を促進</p> <p>高層の都市型住宅の建築にあたっては、商業業務施設の立地や公共公益施設の整備、オープンスペースの確保等、商業振興施策や市街地の環境改善に資する計画的な土地利用を誘導</p>
	地域商業エリア (近隣商業地域等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅や住宅地における商店街等を中心に、地区コミュニティの核としての市街地形成が課題</li> <li>・交通結節点としての基盤が未整備な地域も存在</li> </ul>	<p>生活拠点としての機能強化を図るために、地区コミュニティの核としての商業、サービスその他の業務の利便を増進する中密度の複合的な土地利用を誘導</p> <p>街なみ形成や居住環境の確保等を考慮した都市型住宅等を誘導</p> <p>地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、生活を支える利便性の高い身近な商業地を形成</p> <p>道路等の整備や土地利用転換の機会をとらえた街なみの形成を促進</p>
住居系	丘陵部住環境保全エリア (低層住居専用地域・中高層住居専用地域等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業等により整備された計画的な住宅地</li> </ul>	<p>低層住居専用地域では、低層の戸建住宅と共同住宅とが調和した住宅地として、低密度の土地利用を維持</p> <p>中高層住居専用地域では、戸建住宅と中高層の共同住宅等とが調和した住宅地として、中密度の土地利用を維持</p> <p>住民の発意による、地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、住環境の保全・向上を誘導</p> <p>保全を図るべき斜面緑地については、地権者の理解と協力を得ながら、緑地保全施策により保全</p> <p>優良な農地については、生産緑地地区の指定により保全</p>

< 土地利用の区分 >

・現在の用途地域や将来の土地利用を考慮し、以下のような区分で土地利用の誘導を図ります。

区分（用途地域）		現状・課題	土地利用の基本的方向
商業・業務系	商業業務エリア （商業地域等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の「広域拠点」、「地域生活拠点」として、主要鉄道駅を中心に形成された拠点地域</li> <li>拠点にふさわしい都市機能の強化が課題</li> </ul>	<p>都市機能の集積を図る拠点地域として、商業・業務・文化施設等が調和した、高密度の複合的な土地利用を誘導</p> <p>都市機能の強化を図るために、民間活力を活かした市街地開発事業を促進するとともに、地区計画等を活用し、基盤整備と一体となった土地の高度利用による計画的な市街地形成を促進</p> <p>高層の都市型住宅の建築にあたっては、商業業務施設の立地や公共公益施設の整備、オープンスペースの確保等、商業振興施策や市街地の環境改善に資する計画的な土地利用を誘導</p>
	地域商業エリア （近隣商業地域等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅や住宅地における商店街等を中心に、地区コミュニティの核としての市街地形成が課題</li> <li>交通結節点としての基盤が未整備な地域も存在</li> </ul>	<p>生活拠点としての機能強化を図るために、地区コミュニティの核としての商業、サービスその他の業務の利便を増進する中密度の複合的な土地利用を誘導</p> <p>街なみ形成や居住環境の確保等を考慮した都市型住宅等を誘導</p> <p>地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、生活を支える利便性の高い身近な商業地を形成</p> <p>道路等の整備や土地利用転換の機会をとらえた街なみの形成を促進</p>
住居系	丘陵部住環境 保全エリア （低層住居専用 地域・中高層住 居専用地域等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業等により整備された計画的な住宅地</li> </ul>	<p>低層住居専用地域では、低層の戸建住宅と共同住宅とが調和した住宅地として、低密度の土地利用を維持</p> <p>中高層住居専用地域では、戸建住宅と中高層の共同住宅等とが調和した住宅地として、中密度の土地利用を維持</p> <p>住民の発意による、地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、住環境の保全・向上を誘導</p> <p>保全を図るべき斜面緑地については、地権者の理解と協力を得ながら、緑地保全施策により保全</p> <p>優良な農地については、生産緑地地区の指定により保全</p>

- ・東急東横線（多摩川駅～大倉山駅間、完成区間多摩川駅～武蔵小杉駅、既着手区間武蔵小杉駅～日吉駅）東急田園都市線（二子玉川駅～鷺沼駅間、既着手区間二子玉川駅～溝の口駅）小田急小田原線（和泉多摩川駅～新百合ヶ丘駅間、既着手区間和泉多摩川駅～向ヶ丘遊園駅三線化）の複々線化等、鉄道事業者による輸送力増強を促進します。

### （3）広域調和・地域連携型の都市構造を形づくる幹線道路網のあり方

#### 都市の骨格形成のための幹線道路

- ・首都圏の多核的な都市構造の形成を支援し、本市の拠点性と都市機能の向上を図るため、広域的な交通機能の強化や隣接都市との連携強化などを推進し、都市の骨格形成を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 拠点形成や地域のまちづくりのための幹線道路

- ・都市拠点の形成を支援するとともに、拠点の整備効果を他の地域にも効果的に波及させながら、都市機能の向上や地域生活ゾーン相互の連携を推進し、土地利用とバランスの取れた地域のまちづくりを支援する幹線道路網の整備をめざします。

#### 円滑な道路交通のための幹線道路

- ・市民生活や経済活動を支える人、モノ、情報の交流や連携を促進することにより、都市の魅力や活力の向上を図り、持続可能な社会を実現するため、道路の混雑緩和を図り、道路交通の円滑性を高める幹線道路網の整備をめざします。

#### 歩行者等の安全性・快適性向上のための幹線道路

- ・高齢者や障害者を始め、誰もが安心していきいきと暮らせる生活空間の形成や安全・快適に移動できる道路環境を形成するため、生活道路や歩道空間などの安全性・快適性向上を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 公共交通の利便性向上のための幹線道路

- ・本格化する高齢社会において、市民生活を支える身近な交通手段である公共交通の利便性の向上を図るため、バス等の走行環境の整備・改善を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 都市防災性向上のための幹線道路

- ・大規模な災害時にも、被害を最小限に抑え、迅速な救援・復旧活動により、市民の生命と財産を守り、都市機能の早期回復を図ることができるよう、都市の防災性向上を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 景観形成のための幹線道路

- ・誰もが安心・快適に日常生活を送るために、環境と調和した良好な道路景観づくりや道路緑化による緑のネットワークを形成するため、都市の環境・景観形成を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 環境対策のための幹線道路

- ・地球温暖化や大気汚染などの様々な環境問題に直面する中で、自動車交通による環境負荷やエネルギーの過剰消費の低減などを図るため、自動車の走行性向上を図る幹線道路網の整備をめざします。

- ・東急東横線（多摩川駅～日吉駅間）、東急田園都市線（二子玉川駅～鷺沼駅間、既着手区間二子玉川駅～溝の口駅）、小田急小田原線（和泉多摩川駅～新百合ヶ丘駅間、既着手区間和泉多摩川駅～向ヶ丘遊園駅三線化）の複々線化等、鉄道事業者による輸送力増強を促進します。

### （３）広域調和・地域連携型の都市構造を形づくる幹線道路網のあり方

#### 都市の骨格形成のための幹線道路

- ・首都圏の多核的な都市構造の形成を支援し、本市の拠点性と都市機能の向上を図るため、広域的な交通機能の強化や隣接都市との連携強化などを推進し、都市の骨格形成を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 拠点形成や地域のまちづくりのための幹線道路

- ・都市拠点の形成を支援するとともに、拠点の整備効果を他の地域にも効果的に波及させながら、都市機能の向上や地域生活ゾーン相互の連携を推進し、土地利用とバランスの取れた地域のまちづくりを支援する幹線道路網の整備をめざします。

#### 円滑な道路交通のための幹線道路

- ・市民生活や経済活動を支える人、モノ、情報の交流や連携を促進することにより、都市の魅力や活力の向上を図り、持続可能な社会を実現するため、道路の混雑緩和を図り、道路交通の円滑性を高める幹線道路網の整備をめざします。

#### 歩行者等の安全性・快適性向上のための幹線道路

- ・高齢者や障害者を始め、誰もが安心していきいきと暮らせる生活空間の形成や安全・快適に移動できる道路環境を形成するため、生活道路や歩道空間などの安全性・快適性向上を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 公共交通の利便性向上のための幹線道路

- ・本格化する高齢社会において、市民生活を支える身近な交通手段である公共交通の利便性の向上を図るため、バス等の走行環境の整備・改善を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 都市防災性向上のための幹線道路

- ・大規模な災害時にも、被害を最小限に抑え、迅速な救援・復旧活動により、市民の生命と財産を守り、都市機能の早期回復を図ることができるよう、都市の防災性向上を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 景観形成のための幹線道路

- ・誰もが安心・快適に日常生活を送るために、環境と調和した良好な道路景観づくりや道路緑化による緑のネットワークを形成するため、都市の環境・景観形成を図る幹線道路網の整備をめざします。

#### 環境対策のための幹線道路

- ・地球温暖化や大気汚染などの様々な環境問題に直面する中で、自動車交通による環境負荷やエネルギーの過剰消費の低減などを図るため、自動車の走行性向上を図る幹線道路網の整備をめざします。

## 道路の特性と機能に応じた体系的な幹線道路網の構築と都市計画道路の見直し

- ・幹線道路は、人や自動車交通などの処理を担う「交通機能」を始め、防災機能や供給施設収容等の「空間機能」、さらには都市構造や街区の形成などの「市街地形成機能」など、多様な機能を有する根幹的な都市施設であり、それぞれの道路が分担すべき機能に応じて体系的な幹線道路網の構築をめざします。
- ・都市計画道路網について、社会経済情勢の変化や将来都市構造を踏まえ、長期未着手の路線の廃止を含めた見直しや必要な新規路線の検討を行い、体系的な幹線道路網の構築をめざします。

区分	交通機能	配慮すべき機能（環境・防災・安全）
a) 広域幹線道路 (自動車専用道路等)	・自動車の通行に特化し、広域交通を大量かつ高速に処理する道路	・沿道の市街地環境に配慮した道路構造
b) 幹線道路	・隣接都市拠点や市内の拠点間を連絡し、各地区間の交通を集約して処理をする市街地の骨格を形成する道路	・歩車分離等により、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮 ・道路緑化や景観形成のための環境空間の形成に配慮 ・延焼遮断帯や避難路等としての利用など防災空間の形成に配慮
c) 補助幹線道路	・幹線道路に囲まれた区域内において、外周の幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする）
d) 区画道路（生活道路）	・街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する、日常生活に密着した道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする）
e) 歩行者専用道路	・歩行者の通行のための道路	・歩行者が安全・快適に通行できるよう配慮

## (4) 広域幹線道路網の整備

- ・首都圏の広域道路網を形成し、本市の都市機能を強化する、川崎縦貫道路 期（浮島～国道15号線）の整備を促進します。
- ・広域的な交通結節点である羽田空港と市内幹線道路網を連絡し、広域的なネットワークを強化するとともに、川崎臨海部の都市機能強化や神奈川方面からの空港アクセスを向上させる羽田連絡道路と臨海部幹線道路の整備をめざします。
- ・川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線） 期（国道15号線～東名高速道路方面）は、将来の高速道路ネットワーク形成の動向を見定めながら、東京外かく環状道路の東名高速道路以南との調整を含めた幅広い検討を行い、ルート・構造等の見直しを進めます。

## (5) 市域の各拠点を結ぶ幹線道路網の整備

## 効率的、効果的な幹線道路網の整備

- ・幹線道路の整備にあたっては、「広域調和・地域連携型」の都市機能の形成に資する路線を優先して整備するとともに、拠点地区における再開発や、土地利用転換を支える路線、鉄道駅への交通アクセスの改善に重点を置いて進めます。
- ・特に、比較的整備の遅れている縦方向の幹線道路や、市北部の幹線道路の整備を推進します。
- ・臨海部における都市間連携と臨海部の再編整備を進めるために、臨港道路東扇島水江町線等の



道路の特性と機能に応じた体系的な幹線道路網の構築と都市計画道路の見直し

- ・幹線道路は、人や自動車交通などの処理を担う「交通機能」を始め、防災機能や供給施設収容等の「空間機能」、さらには都市構造や街区の形成などの「市街地形成機能」など、多様な機能を有する根幹的な都市施設であり、それぞれの道路が分担すべき機能に応じて体系的な幹線道路網の構築をめざします。
- ・都市計画道路網について、社会経済情勢の変化や将来都市構造を踏まえ、長期未着手の路線の廃止を含めた見直しや必要な新規路線の検討を行い、体系的な幹線道路網の構築をめざします。

区分	交通機能	配慮すべき機能（環境・防災・安全）
a) 広域幹線道路 (自動車専用道路等)	・自動車の通行に特化し、広域交通を大量かつ高速に処理する道路	・沿道の市街地環境に配慮した道路構造
b) 幹線道路	・隣接都市拠点や市内の拠点間を連絡し、各地区間の交通を集約して処理をする市街地の骨格を形成する道路	・歩車分離等により、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮 ・道路緑化や景観形成のための環境空間の形成に配慮 ・延焼遮断帯や避難路等としての利用など防災空間の形成に配慮
c) 補助幹線道路	・幹線道路に囲まれた区域内において、外周の幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする）
d) 区画道路（生活道路）	・街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する、日常生活に密着した道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮（道路幅員によって、歩車分離、歩車共存の道路構造とする）
e) 歩行者専用道路	・歩行者の通行のための道路	・歩行者が安全・快適に通行できるよう配慮

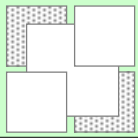
(4) 広域幹線道路網の整備

- ・首都圏の広域道路網を形成し、本市の都市機能を強化する、川崎縦貫道路 期（浮島～国道15号線）の整備を促進します。
- ・広域的な交通結節点である羽田空港と市内幹線道路網を連絡し、広域的なネットワークを強化するとともに、川崎臨海部の都市機能強化や神奈川方面からの空港アクセスを向上させる羽田連絡道路と臨海部幹線道路の整備をめざします。
- ・川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線） 期（国道15号線～東名高速道路）は、将来の高速道路ネットワーク形成の動向を見定めながら、東京外かく環状道路の東名高速道路以南との調整を含めた幅広い検討を行い、ルート・構造等の見直しを進めます。

(5) 市域の各拠点を結ぶ幹線道路網の整備

効率的、効果的な幹線道路網の整備

- ・幹線道路の整備にあたっては、「広域調和・地域連携型」の都市機能の形成に資する路線を優先して整備するとともに、拠点地区における再開発や、土地利用転換を支える路線、鉄道駅への交通アクセスの改善に重点を置いて進めます。
- ・特に、比較的整備の遅れている縦方向の幹線道路や、市北部の幹線道路の整備を推進します。
- ・臨海部における都市間連携と臨海部の再編整備を進めるために、臨港道路東扇島水江町線等の整備や、臨海部の交通の円滑化に資する幹線道路の検討を進めます。



# 都市環境

## まちづくりの基本的方向

- 1 川崎らしい緑と水辺の風景を育みます
- 2 まちの基盤となる緑の保全と創出と地域の特色を活かした緑のまちづくりをめざします
- 3 暮らしの中に息づく水辺空間を育みます
- 4 市民の協働により、魅力ある川崎らしさの発見と創造をめざします
- 5 地球環境と地域の生活環境に配慮したまちをめざします

## 1 川崎らしい緑と水辺の風景を育みます

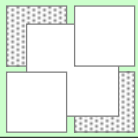
### (1) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・市の北西部に広がる多摩丘陵の多摩川右岸崖線の斜面緑地は、「(仮称)多摩川崖線軸」として、黒川、岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ丘陵地の緑は、「(仮称)多摩丘陵軸」として、貴重な水辺空間である多摩川は「(仮称)多摩川軸」として、市街地に点在する公園・緑地等の「緑の拠点」や臨海部における緑をつなぐ、市域の骨格を形成する貴重な環境資源であることから、積極的にその保全と活用に努めます。
- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資する避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。
- ・空間的な広がりを持つ多摩川、歴史的・文化的な遺産である二ヶ領用水や中小の河川、多摩丘陵としての斜面緑地、多摩川に沿って点在する生産緑地等は、良好な都市景観を形成する緑地として保全に努めるとともに、公共公益施設の緑化や民有地の緑化を進め、緑の都市景観の形成に努めます。

### (2) 多摩丘陵の緑の保全と育成

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森(市民緑地)として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。





# 都市環境

## まちづくりの基本的方向

- 1 川崎らしい緑と水辺の風景を育みます
- 2 まちの基盤となる緑の保全と創出や地域の特色を活かした緑のまちづくりをめざします
- 3 暮らしの中に息づく水辺空間を育みます
- 4 市民の協働により、魅力ある川崎らしさの発見と創造をめざします
- 5 地球環境と地域の生活環境に配慮したまちをめざします

## 1 川崎らしい緑と水辺の風景を育みます

### (1) 計画的な公園・緑地の配置の方針

- ・市の北西部に広がる多摩丘陵の多摩川右岸崖線の斜面緑地は、「(仮称)多摩川崖線軸」として、黒川、岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ丘陵地の緑は、「(仮称)多摩丘陵軸」として、貴重な水辺空間である多摩川は「(仮称)多摩川軸」として、市街地に点在する公園・緑地等の「緑の拠点」や臨海部における緑をつなぐ、市域の骨格を形成する貴重な環境資源であることから、積極的にその保全と活用に努めます。
- ・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。
- ・都市の安全性の向上を図るために、災害の防止に資する避難地、避難路、防災遮断帯としての機能を有する公園・緑地の計画的な配置に努めます。
- ・空間的な広がりを持つ多摩川、歴史的・文化的な遺産である二ヶ領用水や中小の河川、多摩丘陵と斜面緑地、多摩川に沿って点在する生産緑地等は、良好な都市景観を形成する緑地として保全に努めるとともに、公共公益施設の緑化や民有地の緑化を進め、緑の都市景観の形成に努めます。

### (2) 多摩丘陵の緑の保全と育成

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした斜面緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森(市民緑地)として借地契約を行うなど、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。

- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保管理に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。

### (3) 「農」のある風景と都市農地の保全

#### 市街化調整区域における「農」のある風景の保全

- ・黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の3大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、生物多様性の保全や環境学習の場の確保、耕作放棄地の解消の観点から、まとまりある斜面緑地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全に努め、里地里山環境の保全と「農」のある風景の保全をめざします。
- ・黒川地区は、農業生産の場として、また、市民交流型農業を進めるために、「農業公園構想」の実現に向けて、農家や市民と協働して、農業を核とした地域の活性化をめざします。
- ・多摩丘陵の保全という広域的視点から、黒川、岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ連なりのある丘陵地の緑は、「(仮称)多摩丘陵軸」として、その保全をめざします。

#### 都市農地の保全と活用

- ・多摩川沿いの平野部や丘陵部に点在する優良な農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。
- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組みます。
- ・農産物の直売所の設置等による地産地消の仕組みづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農家の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルール策定や、地権者による土地区画整理事業等を支援します。
- ・安全・安心な環境保全型農業の推進や地産地消の仕組みの確立、さらに、「農」のある風景の保全等の農業振興施策と連携し、都市農地活用アドバイザー制度等を活用して、農家地権者や住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

### (4) 臨海部の緑化推進

- ・臨海部では、港湾緑地の整備を進め、市民が集う魅力ある港づくりを進めるとともに、大規模な土地利用転換の機会をとらえて、親水空間や緑地の整備を誘導し、「親水空間のネットワーク」の形成をめざします。

## 2 まちの基盤となる緑の保全と創出と地域の特色を活かした緑のまちづくりをめざします

### (1) 地域特性を活かした特色ある公園・緑地の整備

- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保管理に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の緑地や自然的環境の保全・創出等の指導を行います。

### (3) 「農」のある風景と都市農地の保全

#### 市街化調整区域における「農」のある風景の保全

- ・黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の3大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、生物多様性の保全や環境学習の場の確保、耕作放棄地の解消の観点から、まとまりある斜面緑地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全に努め、里地里山環境の保全と「農」のある風景の保全をめざします。
- ・黒川地区は、農業生産の場として、また、市民交流型農業を進めるために、「農業公園構想」の実現に向けて、農家や市民と協働して、農業を核とした地域の活性化をめざします。
- ・多摩丘陵の保全という広域的視点から、黒川、岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ連なりのある丘陵地の緑は、「(仮称)多摩丘陵軸」として、その保全をめざします。

#### 都市農地の保全と活用

- ・多摩川沿いの平野部や丘陵部に点在する優良な農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、雨水の保水や地下水の涵養、都市気象の緩和、災害の防止、都市におけるオープンスペースの提供といった多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努めます。
- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が開設し、自ら指導を行う体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組みます。
- ・農産物の直売所の設置等による地産地消の仕組みづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動を支援します。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農家の協力により、災害復旧活動支援の場となる「市民防災農地」の登録を進め、農地の活用に努めます。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルール策定や、地権者による土地区画整理事業等を支援します。
- ・安全・安心な環境保全型農業の推進や地産地消の仕組みの確立、さらに、「農」のある風景の保全等の農業振興施策と連携し、都市農地活用アドバイザー制度等を活用して、農家地権者や住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

### (4) 臨海部の緑化推進

- ・臨海部では、港湾緑地の整備を進め、市民が集う魅力ある港づくりを進めるとともに、大規模な土地利用転換の機会をとらえて、親水空間や緑地の整備を誘導し、「親水空間のネットワーク」の形成をめざします。

## 2 まちの基盤となる緑の保全と創出と地域の特色を活かした緑のまちづくりをめざします

### (1) 地域特性を活かした特色ある公園・緑地の整備

### 大規模公園・緑地の整備

- ・「総合公園」である富士見公園、等々力緑地、生田緑地、王禅寺ふるさと公園や「都市緑地」である菅生緑地等の大規模公園・緑地は、本市の緑の骨格を形成する「緑の拠点」として、防災機能や自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーションの場として、地域特性を活かした整備や維持管理を進めます。

### 地域の核となる公園の再整備と身近で安全な公園づくりの促進

- ・人口密度や誘致圏域のほか、地域特性に配慮しながら、利用者のニーズを踏まえた魅力ある公園・緑地の整備に努めます。
- ・地域の核となる「地区公園」、「近隣公園」は、少子高齢社会における子育てや憩いの場、多世代の交流が可能な場として、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備の整備に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。
- ・緑ヶ丘霊園、早野聖地公園は、墓地の安定供給を図るとともに、緑地保全やレクリエーション機能を持つ墓園整備を進めます。
- ・再開発等の整備の機会をとらえて、都市景観の向上や歩行者等の休息・交流等のための「広場」の配置に努めます。
- ・動植物の生息・生育地である樹林地等を保全し、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として、緑地保全施策等と関連させながら「都市林」の配置に努めます。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・臨海部において、東扇島東緑地の整備や、東扇島地区や千鳥町地区の港湾緑地の維持管理を進めるとともに、浮島地区の暫定土地利用を検討します。

## (2) 水と緑のネットワークの形成と市街地緑化の推進

- ・大規模公園等の「緑の拠点」を核に、多摩丘陵の多摩川崖線の斜面緑地や多摩川、街なかの生産緑地地区、社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、地域環境の維持・保全を促進します。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・広域拠点である川崎駅周辺地区・小杉地区・新百合ヶ丘地区は、「緑化推進重点地区」として、市民、事業者と協働して、公共施設の緑化や民有地の緑化に重点的に取り組みます。また、登戸地区、溝口地区、鷺沼地区、新川崎地区、塩浜地区、浜川崎地区は、「緑化推進重点地区」の候補地として、順次、市民と協働して計画策定に努めます。



## 大規模公園・緑地の整備

- ・「総合公園」である富士見公園、等々力緑地、生田緑地、王禅寺ふるさと公園や「都市緑地」である菅生緑地等の大規模公園・緑地は、本市の緑の骨格を形成する「緑の拠点」として、防災機能や自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーションの場として、地域特性を活かした整備や維持管理を進めます。

## 地域の核となる公園の再整備と身近で安全な公園づくりの促進

- ・人口密度や誘致圏域のほか、地域特性に配慮しながら、利用者のニーズを踏まえた魅力ある公園・緑地の整備に努めます。
- ・地域の核となる「地区公園」、「近隣公園」は、少子高齢社会における子育てや憩いの場、多世代の交流が可能な場として、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備の整備に努めます。
- ・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、公園の維持管理や利用調整を行う「公園緑地管理運営協議会」を地元組織し、住民主体による身近な緑の育成活動を支援します。
- ・緑ヶ丘霊園、早野聖地公園は、墓地の安定供給を図るとともに、緑地保全やレクリエーション機能を持つ墓園整備を進めます。
- ・再開発等の整備の機会をとらえて、都市景観の向上や歩行者等の休息・交流等のための「広場」の配置に努めます。
- ・動植物の生息・生育地である樹林地等を保全し、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として、緑地保全施策等と関連させながら「都市林」の配置に努めます。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・臨海部において、東扇島東緑地の整備や、東扇島地区や千鳥町地区の港湾緑地の維持管理を進めるとともに、浮島地区の暫定土地利用を検討します。

## (2) 水と緑のネットワークの形成と市街地緑化の推進

- ・大規模公園等の「緑の拠点」を核に、多摩丘陵の多摩川崖線の斜面緑地や多摩川、街なかの生産緑地地区、社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、緑化地の創出を適切に誘導します。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・市街地においては、公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を誘導するとともに、緑地環境の維持・保全を促進します。
- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用し、花壇の設置や緑化を進める、市民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援します。
- ・広域拠点である川崎駅周辺地区・小杉地区・新百合ヶ丘地区は、「緑化推進重点地区」として、市民、事業者と協働して、公共施設の緑化や民有地の緑化に重点的に取り組みます。また、登戸地区、溝口地区、鷺沼地区、新川崎地区、塩浜地区、浜川崎地区は、「緑化推進重点地区」の候補地として、順次、市民と協働して計画策定に努めます。

### 3 暮らしの中に息づく水辺空間を育みます

#### (1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の再生

- ・多摩川水系、鶴見川水系において、流域の保水・遊水機能の確保や、河川・下水道整備と一体となった総合的な治水対策をめざします。
- ・河川は、治水上の機能に加え、動植物が生息する水と緑の空間、市民に潤いとやすらぎをもたらすオープンスペース、沿川地域と一体となった都市景観の形成、震災時における避難路、延焼遮断帯等の防災機能といった多様な役割を果たしていることから、治水安全度の向上と、自然生態系の保全と回復とのバランスの取れた河川整備をめざします。
- ・多摩川沿いの地域の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するために、国による高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携し、多摩川の自然資産を活用した、市街地と河川敷が一体利用できる空間形成をめざします。

#### (2) 多摩川の水辺空間の保全と活用

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「(仮称)多摩川軸」として位置づけ、多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざして、多摩川やニヶ領用水などの貴重な資源を有効に活用し、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。
- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部は、風致地区にも指定されており、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷において、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツやレクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして、「多摩川プラン」を策定し、市民活動団体や国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりをめざします。
- ・多摩川の水辺景観の保全と沿川市街地を含めた一体的な景観づくりを進めるために、市民と共に「多摩川景観形成ガイドライン」を作成します。
- ・国が実施する高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携した市街地整備や、国による人と川とのふれあい対策事業（緩傾斜スロープの整備等）にあわせ、市街地から多摩川への市民のアクセス環境の改善に努めます。

#### (3) 鶴見川流域を視野に入れた水循環系の健全化

- ・鶴見川水系においては、流域の健全な水循環の回復をテーマとし、治水安全度の向上、平常時の水環境の改善、流域の自然環境の保全・回復、震災・火災時の安全支援、流域意識を育む水辺のふれあいを総合的に管理する「鶴見川流域水マスタープラン」に基づき、国や県と連携して、河川整備や河川環境の改善をめざします。
- ・河川敷や水面などの水辺環境の向上を図るため、動植物の生育・生息空間の保全・再生や緑化の推進などに努めます。
- ・矢上川の野川地区では、「鶴見川流域水マスタープラン」のモデル事業として、防災用河川施設の整備、水循環機能の回復、川とのふれあいの場づくりなど、市街地での河川環境を改善する河川整備を進めます。

#### (4) 都市の快適な環境づくりに寄与する河川の整備

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備や、河川や水路に隣接する道路等の緑化に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・平瀬川支川上流部では、住民参加により策定した基本計画により多自然型河川改修を進め、地

### 3 暮らしの中に息づく水辺空間を育みます

#### (1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の再生

- ・多摩川水系、鶴見川水系において、流域の保水・遊水機能の確保や、河川・下水道整備と一体となった総合的な治水対策をめざします。
- ・河川は、治水上の機能に加え、動植物が生息する水と緑の空間、市民に潤いとやすらぎをもたらすオープンスペース、沿川地域と一体となった都市景観の形成、震災時における避難路、延焼遮断帯等の防災機能といった多様な役割を果たしていることから、治水安全度の向上と、自然生態系の保全と回復とのバランスの取れた河川整備をめざします。
- ・多摩川沿いの地域の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するために、国による高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携し、多摩川の自然資産を活用した、市街地と河川敷が一体利用できる空間形成をめざします。

#### (2) 多摩川の水辺空間の保全と活用

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「(仮称)多摩川軸」として位置づけ、多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざして、多摩川やニヶ領用水などの貴重な資源を有効に活用し、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。
- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部は、風致地区にも指定されており、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・多摩川河川敷において、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツやレクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして、「多摩川プラン」を策定し、市民活動団体や国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりをめざします。
- ・多摩川の水辺景観の保全と沿川市街地を含めた一体的な景観づくりを進めるために、市民と共に「多摩川景観形成ガイドライン」を作成します。
- ・国が実施する高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携した市街地整備や、国による人と川とのふれあい対策事業（緩傾斜スロープの整備等）にあわせ、市街地から多摩川への市民のアクセス環境の改善に努めます。

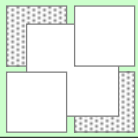
#### (3) 鶴見川流域を視野に入れた水循環系の健全化

- ・鶴見川水系においては、流域の健全な水循環の回復をテーマとし、治水安全度の向上、平常時の水環境の改善、流域の自然環境の保全・回復、震災・火災時の安全支援、流域意識を育む水辺のふれあいを総合的に管理する「鶴見川流域水マスタープラン」に基づき、国や県と連携して、河川整備や河川環境の改善をめざします。
- ・河川敷や水面などの水辺環境の向上を図るため、動植物の生育・生息空間の保全・再生や緑化の推進などに努めます。
- ・矢上川の野川地区では、「鶴見川流域水マスタープラン」のモデル事業として、防災用河川施設の整備、水循環機能の回復、川とのふれあいの場づくりなど、市街地での河川環境を改善する河川整備を進めます。

#### (4) 都市の快適な環境づくりに寄与する河川の整備

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、環境に配慮した親水空間の整備や、河川や水路に隣接する道路等の緑化に努めるなど、水と緑のネットワークの形成をめざします。
- ・平瀬川支川上流部では、住民参加により策定した基本計画により多自然型河川改修を進め、地





# 都市防災

## まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に避難できるまちをめざします
- 3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

### 1 災害に強い都市構造の形成をめざします

- ・川崎市は、東西に細長く、東京湾の臨海部から多摩丘陵まで市域が広がり、それぞれの地域で特徴的な土地利用がなされており、地域の特性に応じた防災対策を進めていくことが重要です。
- ・南部地域においては、市街地の防火地域指定や再開発等による不燃化の促進、工場跡地の土地利用転換にあわせたオープンスペースの確保等により市街地の安全性の向上が課題です。
- ・北部地域においては、緑地や農地等の防災緑地の保全、計画的な市街化の促進等により、安全で住みやすいまちづくりが求められています。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発による浸水被害が増加しており、市内河川においても、はん濫、溢水等の危険性が增大しています。水害から生活環境を守るため、河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水の安全性向上を図ることが必要です。
- ・また、台風による高潮から浸水被害を防ぐために、防潮堤の機能維持が必要です。

#### (1) 震災に配慮した土地利用の推進

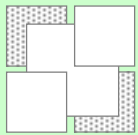
##### 防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

##### オープンスペースの確保

##### <公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。
- ・国の「基幹的広域防災拠点」として、広域的な防災拠点機能を持つ、親水性豊かな緑地として、東扇島東緑地の整備を進めます。



# 都市防災

## まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に避難できるまちをめざします
- 3 地区コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

### 1 災害に強い都市構造の形成をめざします

- ・川崎市は、東西に細長く、東京湾の臨海部から多摩丘陵まで市域が広がり、それぞれの地域で特徴的な土地利用がなされており、地域の特性に応じた防災対策を進めていくことが重要です。
- ・南部地域においては、市街地の防火地域指定や再開発等による不燃化の促進、工場跡地の土地利用転換にあわせたオープンスペースの確保等により市街地の安全性の向上が課題です。
- ・北部地域においては、緑地や農地等の防災緑地の保全、計画的な市街化の促進等により、安全で住みやすいまちづくりが求められています。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発による浸水被害が増加しており、市内河川においても、はん濫、溢水等の危険性が增大しています。水害から生活環境を守るため、河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水の安全性向上を図ることが必要です。
- ・また、台風による高潮から浸水被害を防ぐために、防潮堤が必要です。

#### (1) 震災に配慮した土地利用の推進

##### 防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

##### オープンスペースの確保

##### <公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。
- ・国の「基幹的広域防災拠点」として、広域的な防災拠点機能を持つ、親水性豊かな緑地として、東扇島東緑地の整備を進めます。

### < 市民防災農地の確保 >

- ・優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、震災時における市民の一時避難場所又は仮設建設用地・復旧用資材置場として、農地所有者の協力のもと農地をあらかじめ「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の普及を図ります。

### < 工場等跡地の防災的利用 >

- ・大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用を適切に誘導します。

#### 緑化の推進

- ・幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

#### 臨海部の安全性向上

- ・臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設等が集中的に存在し、大規模地震が発生した場合には、火災の発生が予想され、周囲へ被害が波及する恐れがあることから、土地利用転換に際して緑地及び不燃化施設の立地を促進する等、立地企業と協力して災害に強い都市づくりに努めます。

## ( 2 ) 震災に強い市街地の形成

#### 拠点地域等の整備

- ・本市の広域拠点である川崎駅周辺地区・小杉駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地再開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、オープンスペース等を確保し、災害に強い都市づくりを進めます。
- ・新川崎・鹿島田駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺等の地域生活拠点では、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備による安全なまちづくりを進めます。

#### 既成市街地の災害予防対策

- ・緊急に改善すべき密集住宅市街地では、防災性の向上に向けて、老朽建築物等の建て替えの促進や地区改善の手法等の検討を住民と協働して取り組みます。
- ・密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民の発意による住環境改善の取組等、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・密集住宅市街地等においては、接道要件を満たさない敷地が存在していること等により、建て替え等の更新が進まず、住環境の改善が難しい状況にあるため、連担建築物設計制度等の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。

#### 建築物の耐震・不燃化の促進

### < 一般建築物の耐震性の促進 >

- ・災害に強い安全なまちづくりを進めるために、本造老朽住宅の割合が高い密集住宅市街地などを、耐震改修を推進する地域として設定し、当該地域において、木造住宅耐震改修助成制度の

### < 市民防災農地の確保 >

- ・ 優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、震災時における市民の一時避難場所又は仮設建設用地・復旧用資材置場として、農地所有者の協力のもと農地をあらかじめ「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の普及を図ります。

### < 工場等跡地の防災的利用 >

- ・ 大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用を適切に誘導します。

### 緑化の推進

- ・ 幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路樹やグリーンベルトの植栽、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

### 臨海部の安全性向上

- ・ 臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設等が集中的に存在し、大規模地震が発生した場合には、火災の発生が予想され、周囲へ被害が波及する恐れがあることから、土地利用転換に際して緑地及び不燃化施設の立地を促進する等、立地企業と協力して災害に強い都市づくりに努めます

## (2) 震災に強い市街地の形成

### 拠点地域等の整備

- ・ 本市の広域拠点である川崎駅周辺地区・小杉駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地再開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、オープンスペース等を確保し、災害に強い都市づくりを進めます。
- ・ 新川崎・鹿島田駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺等の地域生活拠点では、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備による安全なまちづくりを進めます。

### 既成市街地の災害予防対策

- ・ 緊急に改善すべき密集住宅市街地では、防災性の向上に向けて、老朽建築物等の建て替えの促進や地区改善の手法等の検討を住民と協働して取り組みます。
- ・ 密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民の発意による住環境改善の取組等、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・ 密集住宅市街地等においては、接道要件を満たさない敷地が存在していること等により、建て替え等の更新が進まず、住環境の改善が難しい状況にあるため、連担建築物設計制度等の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。

### 建築物の耐震・不燃化の促進

### < 一般建築物の耐震性の促進 >

- ・ 災害に強い安全なまちづくりを進めるために、木造老朽住宅の割合が高い密集住宅市街地など

とから、この機能の保守や災害発生時の対策について、市と事業所が一体となった取組を進めます。

- ・災害時に避難、応急復旧の物資搬入の基地とするため、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、震災後における広域的な物流活動を確保し、背後地域の経済活動を支えるために、コンテナ岸壁の耐震化に努めます。

がけ崩れ等の土砂災害の防止

- ・がけ崩れなどの土砂災害による被害を最小限に抑えるため、神奈川県による急傾斜地崩壊危険区域の指定や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、さらには周辺の自然環境に配慮した急傾斜地崩壊防止工事の実施等について、連携して取り組んでいきます。
- ・区内の宅地造成工事規制区域に指定されている区域では、宅地造成に伴う災害を防止するために、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の適切な指導に努め、危険宅地の解消に努めます。

#### (4) 都市施設の防災性の向上

- ・発災時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、緊急車両及びこの活動を支援する車両のみの通行に限定される緊急活動道路を選定し、優先的に道路施設の安全対策に努めます。
- ・路線の重要度を総合的に考慮して耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、電線類の地中化や上下水道等の整備を進め、災害に強いライフラインの形成に努めます。
- ・緊急活動道路に指定された路線等における橋りょうの耐震対策を進めます。

## 2 安全に避難できるまちをめざします

### (1) 地域防災拠点の整備

- ・市立中学校及び南部防災センターを「地域防災拠点」として位置づけ、耐震強化・補強工事を進めるとともに、避難収容機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を図ります。

### (2) 消防署の整備

- ・各消防署を災害発生時の活動拠点として、耐震強化・補強工事を進めるとともに、消火・救助活動機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を推進します。

### (3) 避難対策の確立

- ・川崎市では、被災者が避難し、一時生活を確保できる施設として市立の小・中学校、高等学校、豊学校、看護短期大学及び南部防災センターを指定しています。また、広域にわたって大きな被害が予測される場合に避難する場所として、大規模な公園・緑地、グラウンド等を広域避難場所として指定しています。避難所の耐震化など、安全に避難できる場所の確保に努めます。

）川崎市内の広域避難場所

- ・多摩川河川敷、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎球場、富士見公園、大師公園、小田公園、御幸公園、等々力緑地、中原平和公園、リハビリテーション福祉センター、市民プラザ、橘処理センター、緑ヶ丘霊園、県立東高根森林公園、稲田公園、生田緑地、西菅公園、菅馬場公園、王禅寺ふるさと公園

### (4) 避難路の安全性の確保



防潮堤などの港湾施設は、港湾管理者の施設と民間企業の施設が一体となって機能していることから、この機能の保守や災害発生時の対策について、市と事業所が一体となった取組を進めます。

- ・災害時に避難、応急復旧の物資搬入の基地とするため、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、震災後における広域的な物流活動を確保し、背後地域の経済活動を支えるために、コンテナ岸壁の耐震化を進めます。

がけ崩れ等の土砂災害の防止

- ・がけ崩れなどの土砂災害による被害を最小限に抑えるため、神奈川県による急傾斜地崩壊危険区域の指定や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、さらには周辺の自然環境に配慮した急傾斜地崩壊防止工事の実施等について、連携して取り組んでいきます。
- ・区内の宅地造成工事規制区域に指定されている区域では、宅地造成に伴う災害を防止するために、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の適切な指導に努め、危険宅地の解消に努めます。

#### (4) 都市施設の防災性の向上

- ・発災時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、緊急車両及びこの活動を支援する車両のみの通行に限定される緊急活動道路を選定し、優先的に道路施設の安全対策に努めます。
- ・路線の重要度を総合的に考慮して耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、電線類の地中化や上下水道等の整備を進め、災害に強いライフラインの形成に努めます。
- ・緊急活動道路に指定された路線等における橋りょうの耐震対策を進めます。

## 2 安全に避難できるまちをめざします

### (1) 地域防災拠点の整備

- ・市立中学校及び南部防災センターを「地域防災拠点」として位置づけ、耐震強化・補強工事を進めるとともに、避難収容機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を図ります。

### (2) 消防署の整備

- ・各消防署を災害発生時の活動拠点として、耐震強化・補強工事を進めるとともに、消火・救助活動機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を推進します。

### (3) 避難対策の確立

- ・川崎市では、被災者が避難し、一時生活を確保できる施設として市立の小・中学校、高等学校、聾学校、看護短期大学及び南部防災センターを指定しています。また、広域にわたって大きな被害が予測される場合に避難する場所として、大規模な公園・緑地、グラウンド等を広域避難場所として指定しています。避難所の耐震化など、安全に避難できる場所の確保に努めます。

）川崎市内の広域避難場所

- ・多摩川河川敷、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎球場、富士見公園、大師公園、小田公園、御幸公園、等々力緑地、中原平和公園、リハビリテーション福祉センター、市民プラザ、橘処理センター、緑ヶ丘霊園、県立東高根森林公園、稲田公園、生田緑地、西菅公園、菅馬場公園、王禅寺ふるさと公園

### (4) 避難路の安全性の確保





#### 避難路のネットワーク

- ・地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、生活道路の安全性の点検など、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

#### ブロック塀等の転倒防止

- ・ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのある物については改善の指導等に努め、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生け垣化を促進します。

#### 落下物防止対策

- ・地震時における建築物の窓ガラスや屋外広告物、看板等の落下による危険を防止するために、一般建築物については、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導します。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

### 3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

- ・災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。